

## 平成28年度第2回流山市福祉有償運送運営協議会会議録

- 1 日時 平成28年12月20日（火）  
午後1時30分～3時30分
- 2 場所 流山市役所 第2庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員  
桑田会長、弘田委員、鈴木（美）委員、渡邊委員、菅野委員、松本委員、  
奥野委員、関委員、鈴木（政）委員、坂井委員、熱海委員（中村委員代理）、  
亀山委員、宮島委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局  
矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長、  
菊池介護支援課長、小西障害者支援課長、須賀高齢者生きがい推進課長補佐、  
古林健康福祉政策室長、大谷健康福祉政策室副主査
- 6 傍聴者  
なし
- 7 議題
  - (1) 福祉有償運送事業者の更新登録の協議について  
・特定非営利活動法人 C&Cクラブ 他4事業所
  - (2) その他

### 8 議事録（概要）

（事務局：古林室長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。只今から、平成28年度第2回流山市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、社会福祉課健康福祉政策室長の古林と申します。どうぞよろしく願いいたします。会議に入る前に、お伝えしておくことがあります。亀山委員と宮島委員は、15時からの会議に出席しなければならないため途中で失礼いたします。それでは本日の会議は、予め送付しました会議次第に基づき、進めさせていただきます。初めに、桑田会長からご挨拶をよろしく願いします。

（桑田会長）

第2回流山市福祉有償運送運営協議会開催に伴い、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送の申請に関わる事項について

協議するための機関ですが、併せて輸送の安全確保及び旅客のサービス向上について協議することが求められます。本日の協議会では、5団体の更新登録についての協議を予定しています。なお、その内4団体から料金改定があるとうかがっております。協議にあたっては、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(事務局：古林室長)

ありがとうございました。それでは、桑田会長より議事を進めていただきます。よろしく申し上げます。

(桑田会長)

会議に入る前に、委員の皆様にご報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、運営協議会設置要領第7条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。次に、議題(1)の福祉有償運送事業者の更新登録の協議について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：大谷副主査)

今回、福祉有償運送事業者の更新登録については、5事業者が対象となります。関東運輸局千葉運輸支局へ更新登録をするに当たりまして、この運営協議会の合意が必要となります。なお、各事業者の申請概要については事前に委員の皆様にご配布しました資料に記載してあります。また、各事業者の更新登録に必要な書類の提出や必要な要件なども満たされております。協議内容としては、各事業者の福祉有償運送の必要性や運送対価、利用者の安全と利便の確保等について、福祉有償運送のサービス向上と輸送の安全確保の観点から協議をお願いしたいと思います。なお、C&Cクラブ、まごころネットワーク、思いやりのあるまちづくりの会ふれあい、市民助け合いネットの4事業所については、料金改定を含む協議書の提出がされております。改定内容については、本日配布いたしました資料のとおりとなっております。協議の方法は、まず事業者からの申請内容等の説明の後、委員各位からご意見をいただきたいと思います。質疑等が終わりましたら、説明者及び関係者の方には退席いただき、更新登録について各委員の判断をいただきます。協議時間は、1団体およそ15分程度でお願い致します。協議の順番は、会議次第のとおり進めていただきたいと思います。それでは、申請事業者に申請内容等について説明していただきますので、その時に質問等がございましたらお願いします。

(桑田会長)

それでは、更新登録申請事業者のヒアリングを実施します。特定非営利活動法人C&Cクラブさん、入室願います。

<C&Cクラブ担当者入室>

<C&Cクラブによる更新登録申請に係る説明>

(桑田会長)

ありがとうございます。只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

(鈴木(政)委員)

運送の対価の所で、初乗りが100円値上がりし、1キロ単位ごとの料金は120円から100円になることで、どう変わるのですか。

(C&Cクラブ担当者)

タクシーのようにメーターを付けながら運転をしているわけではないので、運転手への計算の負担が軽くなります。

(鈴木(政)委員)

運転手の計算の負担ではなく、利用者の事を考えて400円で行えるなら400円でいいのではないのですか。

(C&Cクラブ担当者)

周りの業者等を見て、500円位に上げてもいいのかなと私自身も感じています。

(鈴木(政)委員)

その500円に上げてもいいという理由を説明して欲しいのです。運転手の計算の負担や周りと比べて等の理由では、審査がしにくいのですが。

(C&Cクラブ担当者)

ガソリン代の高騰や運営が厳しいという事もありますので、今回の値上げとなりました。

(桑田会長)

初乗りは何キロですか。

(C&Cクラブ担当者)

2キロです。

(鈴木(美)委員)

初乗り2キロで500円というのは、私たちも行っています。有償運送というのは、ボランティア的ところで活動をしているので、以後1キロごとに100円と値段を下げたことは、協力する人にとってマイナスになるのではという思いもあります。

(鈴木(政)委員)

おっしゃったように、この事業はボランティアの面が強いものならば、400円のままでもいいのではと思うのですが。それでも上げるのであれば、委員の中には市民代表の方も居るわけですから、その方にも解りやすいように値上げの理由を説明

していただきたい。

(C&Cクラブ担当者)

今まで400円で安いので、500円でもボランティアじゃないかなと思っています。

(宮島委員)

違う角度からお聞きするのですが、料金の何割かは運転手の方へその都度支払われていると思います。その単価で説明いただくと委員の皆さんも解りやすいのかなと思います。例えば、400円の内いくらが運転手へと支払われ、それだと人材確保が難しいので今回100円値上げしたというふうに説明いただくと助かります。

(C&Cクラブ担当者)

利用者からいただいた額の8割を運転手の方へとお支払しています。2割は運営の方へとまわしています。そういう関係で、経営的に厳しい面もあり値上げとさせていただきます。

(亀山委員)

利用されている方は、距離的にはどの位の距離を利用する方が多いのですか。

(C&Cクラブ担当者)

色々な方がいらっしゃいますが、主に病院へ送迎する2キロ前後の方が多いです。

(桑田会長)

2キロ前後が多いという事なので、利用者にとっては初乗り料金が上がって、キロ単位が下がっても若干の負担増となるわけですね。

(亀山委員)

足し算していくと7キロで今までと同じ1,000円になりますね。それ以上の距離を利用すると変更後の方が安くなりますが、主に2,3キロの方が多ければ変更後の方が若干高くなりますね。

(桑田会長)

若干の値上げになるのは、運転手の方への増加分という事でご承知いただきまして、他に質問等ありますでしょうか。

(熱海委員)

この料金の改定については、もう会員さんにお話しされていますか。

(C&Cクラブ担当者)

これから説明します。

(熱海委員)

実際に乗られる方にとって問題となるので、ちゃんと説明していただいて、ご理解を得ながらやっていただきたいと思います。

(桑田会長)

他に何かありますでしょうか。

(鈴木(政)委員)

車両の整備はどのようにされているのですか。特定の整備工場等を利用しているのですか。

(C&Cクラブ担当者)

メーカーのスズキ自動車で行っています。

(桑田会長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、C&Cクラブさんには、退出をお願いします。

#### < C & C クラブ 担当者 退出 >

(桑田会長)

更新登録申請についての協議に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思います。特に、問題点や意見など、何かございますか。

(鈴木(政)委員)

値上げの理由を説明できないのは、少し問題があるのではないのでしょうか。

(桑田会長)

値上げの部分については様々な要因があるのですが、2キロ前後の利用者にとって値上げとなるのは間違いないことですので、委員の皆様にはご意見があればお伺いしたいところであります。

(鈴木(美)委員)

タクシー会社さんにお伺いしたいのですが、タクシー業界の料金体系はどうなっていますか。

(鈴木(政)委員)

初乗り2キロまで730円で、295メートルごとに90円です。

(桑田会長)

小規模な事業者さんなので、値上げの説明に具体性が欠ける部分もあるかと思いますが、料金のほとんどが運転手の方に還元されていますし、値上げの幅も常軌を逸するというほどのものでもありませんから、なんとか認めることも可能なのかなと思います。それを含めてもう一度ご審議いただきたいと思います。

(鈴木(美)委員)

有償運送だけをやっている事業者さんというのはほとんどなく、有償運送だけではお金になりません。ほとんどが介護保険をしながら、その余剰金を投入して有償運送を社会貢献的なところでやっている方が多く、有償運送がどういうものか解らない人には、とても理解の難しいシステムだなと思います。お金にならない仕事を事業所の皆さんにはやっていただいているのだなと思います。そういう事も含めて社会貢献して下さっているのだなと思いますし、私共もしていると思っています。

(桑田会長)

ありがとうございます。他になれば、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人C&Cクラブについて、採決を行います。なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。承認の方は、挙手願います。

<挙手：9名>

(桑田会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。次に、特定非営利活動法人思いやりのあるまちづくりの会ふれあいさん、入室をお願いします。

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者入室>

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあいによる更新登録申請に係る説明>

(桑田会長)

ありがとうございます。只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。まず申請書の中にある、定額制を廃止するという事について説明いただきたいのですが。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

例えば、1キロ未満の方も5キロの方も800円いただくのはいかがなものかと思ひ、定額制から距離制へと変更しました。

(松本委員)

定額制から距離制に変更することで、事業者さんは利用者の負担が増加するのか、それとも減少するのかどう考えていますか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

それは両方あると思います。平等の観点から、近くの利用なのに定額料金をいただくのは申し訳ないと思っていましたので。

(松本委員)

トータルで見ると、負担の減る利用者の方が多いですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

負担の減る利用者の方が多いと思います。

(桑田会長)

他にご意見はありますか。

(鈴木(政)委員)

車両の整備はどちらで行っているのですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

各自持ち込みの車なのでどこで点検をしているかは把握していません。

(鈴木(政)委員)

事業所では車を保有していないのですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

1台保有しています。それはメーカーのダイハツにお願いしています。

(鈴木(政)委員)

お客様を輸送するので、半年に1回の点検をどこで行っているかは把握しておかないと、やっていなくても解らないのでそこはちゃんと指導した方が良いと思います。

(桑田会長)

当然、車検は通されていると思いますが、6ヶ月ごとの定期点検のようなものがないか確認した方が良いという意見です。他にありますでしょうか。

(亀山委員)

1回の輸送の距離ですが、平成27年度の走行距離と輸送回数の実績から、単純に割り算すると7.2キロとなります。定額制だと800円ですが、今度の距離制に変わると7キロだと1,150円になると考えると割高のような気がするのですが。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

距離制に変更するのは、近くの病院の送迎への利用者が増加してきたからです。7割ほどの人が近くを利用しています。また、5キロ以上で1,000円ほどとい

うのも決して高くはないと思っています。

(桑田会長)

全体の7割ほどが近距離の方ということなので、利用者さんの多くに安くなる可能性が高い変更ということですね。

(鈴木(美)委員)

初乗り2キロ400円で、1キロごとに150円というのは、先ほどタクシー料金を聞いたのですが、295メートルで90円ですから単純に3倍して270円となり、150円は約半分ですからこれでいいのではないかと私は思います。

(桑田会長)

わかりました。他にご意見ありますでしょうか。

(奥野委員)

持ち込みの車がほとんどだとおっしゃっていましたが、事故が起きた場合はその方の保険で対応するのですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

団体保険に加入しています。

(奥野委員)

運転されている方の平均年齢はどれくらいですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

50代で女性だけです。

(奥野委員)

健康診断等は、受けていらっしゃるのですか。

(思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者)

はい、受けています。

(桑田会長)

その他にありますでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、思いやりのあるまちづくりの会ふれあいさんには、退出をお願いします。

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあい担当者退出>

(桑田会長)

更新登録申請についての協議に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、



意見交換をしておきたいと思います。特に、問題点や意見など、何かございますか。

(桑田会長)

特になければ、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人思いやりのあるまちづくりの会ふれあいについて、採決を行います。なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。承認の方は、挙手願います。

<挙手：10名>

(桑田会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。次に、特定非営利活動法人市民助け合いネットさん、入室をお願いします。

<市民助け合いネット担当者入室>

<市民助け合いネットによる更新登録申請に係る説明>

(桑田会長)

ありがとうございます。只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

(鈴木(政)委員)

待機料金と付添い料金とが設定してありますが、市外で2時間を超える場合は運転手に2重の支払いとなりませんか。

(市民助け合いネット担当者)

待機料金はあくまで運転手に対してのものです。付添いの要請があった場合には更にもう一人が院内での補助などを行うので、それらに対する付添い料金です。

(鈴木(政)委員)

運転手が単独で付添いをすることはないのですね。

(市民助け合いネット担当者)

ありません。

(桑田会長)

市内であれば、何時間待っていても無料なのですか。

(市民助け合いネット担当者)

市内であれば、一度戻って他の仕事をし、呼び出しがあれば迎えに行くことが出来ます。しかし、市外だと特に5キロを超える場合にはそういうことが難しくなるため、待機していなければならないので運転手への負担が大きいと考えています。

(奥野委員)

付添い料金というのは、どのように料金設定していますか。

(市民助け合いネット担当者)

従来から、その他の料金として30分400円と設定しています。

(桑田会長)

他に何かありますでしょうか。

(松本委員)

新しく市内で5キロ以上は、1300円と設定されましたが、どの位の利用者がこれにあてはまりますか。

(市民助け合いネット担当者)

数としてははっきりと解らないのですが、流山市も医療機関が増えてきたこと、縦横の交通機関が非常に便利なこと、会員さんも増えてきたこと等があり、件数も増えて運転手の方の負担になるだろうと考えています。しかし、割合として非常に少ないと考えています。

(桑田会長)

ありがとうございます。また、市内扱いしていた「がんセンター」が市外になって、柏市のおおたかの森病院は市内に設定しているのですね。

(市民助け合いネット担当者)

今までの利用状況では、国立がんセンターへの利用者が多かったのですが、昨今はがんセンターを利用する人が少なくなり、豊四季にあるおおたかの森病院への利用者が増加しています。流山おおたかの森駅から至近にありますので、市外扱いは厳しいだろうということで、利用者も多いので市内扱いに見直ししました。

(桑田会長)

特例としているのは、その2つの病院だけですね。

(市民助け合いネット担当者)

現状ではそうです。状況によって、今後利用される施設が変わればその時に見直しをしたいと思います。

(鈴木(美)委員)

運転手等の協力者さんに対する対価は、料金の何割ですか。

(市民助け合いネット担当者)

細かい取り決めはありますが、主に8割を協力者の方へ支払っています。

(桑田会長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、関係者である弘田委員、市民助け合いネットさんには、一旦退出をお願いします。

<弘田委員、市民助け合いネット担当者退出>

(桑田会長)

更新登録申請についての協議に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思います。特に、問題点や意見など、何かございますか。

(桑田会長)

特になければ、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人市民助け合いネットについて、採決を行います。なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。承認の方は、挙手願います。

<挙手：9名>

(桑田会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。更新登録申請についての協議が終了しましたので、弘田委員には入室をお願いします。

<弘田委員入室>

(桑田会長)

次に、特定非営利活動法人まごころネットワークさん、入室をお願いします。

<まごころネットワーク担当者入室>

<まごころネットワークによる更新登録申請に係る説明>

(桑田会長)

ありがとうございます。只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

(鈴木(政)委員)

1回800円とありますが、何キロまでですか。

(まごころネットワーク担当者)

事務所は、大畔という流山警察署の近くにあるのですが、お迎えとして東深井や

松ヶ丘に行っても変わらない金額です。例えば、松ヶ丘まで迎えに行くと近くの東部診療所までとなる場合、キロ数的には1キロほどの方もいらっしゃいます。事務所から松ヶ丘まで迎えに行くと650円をいただいていたのですが、それではボランティアさんに協力費を支払ってしまうと事業としてはやればやるほど赤字になってしまいます。そのため、今回800円へと変更させていただきました。

(鈴木(政) 委員)

すると距離に関係なく800円となると、迎えに行くと送るまでが1キロでも800円というのは高くないですか。

(まごころネットワーク担当者)

事前に利用者へ説明して、納得されたうえで利用してもらっています。例えば、元気で1人で行けそうな方や、料金を比較して一般的にタクシーの方が安いのではないかという場合には、そちらを率先してすすめています。

(鈴木(政) 委員)

私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、この事業をおこなうにあたっては、タクシー料金の半分くらいでと市から説明があったと思います。新しい料金では、場所によってタクシー料金を超えてしまい、事業として違ってきてしまうのではないですか。

(まごころネットワーク担当者)

料金がタクシーを使うより高くなる場合には、タクシーの使用をすすめるようにしています。

(鈴木(政) 委員)

すすめているというよりも、そもそもこの事業の趣旨として違っていると思うのですが。タクシーは初乗り2キロで730円です。それよりも最初の段階で高く設定するというのは、福祉有償運送事業とは違ってしまうと思うのですが。

(まごころネットワーク担当者)

付加価値と言いますか、現在の利用者さんは体が本当に不自由で、自力で交通機関を使えない方が多くいます。そういった方々に、タクシーでは出来ない家での様々な介助等をボランティアとして提供しています。

(桑田会長)

市に確認したいのですが、福祉有償運送というのはタクシー料金より高いという場合には承認されることもあるのですか。

(事務局：大谷副主査)

対価の設定については国のガイドブック等で示されていますが、タクシーの上限運賃の約2分の1の範囲に収まるのが望ましいとされています。

千葉運輸局に確認したところ、対価の設定についてはこの福祉有償運送を始めた時から、そういった基準に基づいて各事業者の方で設定して、承認をさせていただいているところです。

(鈴木(美)委員)

私どもユーアイネットも許可していただきましたが、市内全域一律800円で行っています。短い距離のこともありますし、10キロ等の長い距離を800円で行うこともあります。そのところは、福祉有償運送での社会貢献ということでおおめに見ていただきたいなと思います。そのかわり、2,000円や3,000円もかかる場所でも800円で行いますよという状況です。なので、タクシー業界さんにも納得いただきたいと思います。また、近場の利用でお金もかかるので、タクシーを使ってくださいと声をかける場合もありますが、それでも慣れている人に来てほしいという利用者や、ちょっと思い荷物を持ってほしいという要望の利用者等もいて、そういう融通の利く有償運送ではないかなと思っています。

(鈴木(政)委員)

この事業というのは、白ナンバーで行っています。タクシーのように、営業ナンバーではないのです。白ナンバーで行うということは、それだけ儲けてはいけないということだと思います。儲けたいのであれば、我々と同じように営業ナンバーを取るべきであって、営業ナンバーを取っているタクシー料金より最初から高い設定というのは、儲けるためだと思ってしまうのですが。

(鈴木(美)委員)

先ほどにも言ったように、決して儲けようという訳ではありません。

(鈴木(政)委員)

だとしたら、この800円という設定は高いと思いますが。

(亀山委員)

1つ前の市民助け合いネットさんの場合も、基本市内5キロまで1,000円ですが1キロの場合でも1,000円ということですよ。すると、料金が高くなる場合にはタクシーをすすめたりしているのですか。

(弘田委員)

すすめています。それでも、市外のタクシーの場合にはせかされたりして気分を害したという方がいたり、付加価値として帰りにコンビニよる場合には待機したりなどのサービスは行っているので、タクシーをすすめますがそれでも利用したいという方には運送を行っています。もちろん、中にはタクシーを使っている方も多くいると思います。

(鈴木(政)委員)

福祉有償運送事業というのは、白ナンバーで行う事業です。これは合法的な白タ

ク行為です。その中でタクシーが設定している料金よりも、そういったサービスを行う付加価値があるからといって、タクシーが設定している料金よりも高くするのは、そもそも根本的に違うと思うのですが。白ナンバーで行う意味がないと思うのです。

(桑田会長)

福祉有償運送とタクシー業界は競合関係にはありますが、そのためにこのような協議会を開催して報告し、福祉の観点から承認をしてきたわけですが、市民助け合いネットさんとまごころネットワークさんの初乗り料金は、2キロまでならタクシー料金よりも高いのは事実なわけです。

(熱海委員)

実績を見ると1回あたりの料金は800円前後ですか。

(まごころネットワーク担当者)

そうです。だいたい松ヶ丘から東部診療所までのおよそ1キロを利用する方が多いです。

(熱海委員)

長距離の利用はありませんか。

(まごころネットワーク担当者)

長距離はあまりありません。遠方への病院は、各々1か月に1回くらいです。

(亀山委員)

実績を単純に割ると、1回の走行距離は3キロほどの利用ですね。タクシーの利用だと1,000円ぐらいになりますね。

(熱海委員)

そう考えると若干高いのかなと思います。実際に指針では2分の1程度とあるわけですが、条件として福祉有償運送事業が継続出来ない等の相応の理由があれば、半分を超えても構わないというのはあります。最終的には、協議会の中で判断していただくことになると思います。

(鈴木(政)委員)

タクシーにも介護タクシーという分野があります。白ナンバーでやる事業所がそういったことでいいのかなと思います。だったら、緑ナンバーを取得して介護タクシーとして行えばいいと思います。

(熱海委員)

そういったご意見もあると思いますが、実際に大赤字で運営出来なくなるという話であるのなら、どうなのかなとも思います。

(鈴木(政)委員)

大赤字になるのであれば、なおさら営業許可を取得して介護タクシーをしてはどうですかと思うのです。そもそも、福祉有償運送事業は儲けてはいけないという前提がありますよね。

(熱海委員)

もちろんです。非営利活動法人ですので、営利を目的としてはいけません。

(弘田委員)

例えば、距離を計測するにしても地図を広げて直線距離で行っています。実際には道を曲がりながら向かう訳で、タクシーならメーターで計るところを全部メーターも無く、一律で行っています。だから、そういった点も考慮していただきたい。

(渡邊委員)

800円というのは、うちの場合では初乗りが500円で1回あたりの平均輸送距離が約4.5キロですが、その4.5キロを輸送している時の料金になります。鈴木委員のおっしゃった様に、指導ではタクシー業界の概ね2分の1程度の料金設定にしないとあります。ただ、これはあくまで平均ですから4.5キロを超える場合もあります。ですが、800円と設定したのには利用者が病院等へ行くのに、概ね4.5キロを利用すると考えたのではと私は思います。

(桑田会長)

今の話にありましたが、まごころネットワークさんは、平成27年度実績では走行距離863キロ、輸送回数が289回ですので、平均3キロ程度です。それに対する対価が21万7千円ということですが、そのうちの何割をドライバーへ支払いしているのですか。

(まごころネットワーク担当者)

1番利用の多い例ですが、片道650円をご利用いただいた場合、有償ボランティアの方へ始めは、最低賃金を超えてはいけないということで設定していましたが、最低賃金の上昇ということでそれに伴い協力費を上げていますので、現在は有償ボランティアさんへ1回750円を支払っています。なので、650円をいただいて750円を支払っているという状況であり、差額の100円については事業所が補っています。事業としては成り立っていないのですが、ご利用する方がいる限りは続けていきたいと考えています。そのため、料金を上げることについては悩んだのですが、限界が来ていることもあり、値上げとさせていただきます。

(桑田会長)

こちらの事業所の場合は、運送対象者が10名程度、車に関しても3台の小規模で行っているということ、交通弱者を対象に行っていて、タクシーより高くなる場合にはその事について説明を行っているということ、決して利用料金のうち事業者

へ営利な金額が入っているわけではないということを説明いただきました。これらをご勘案いただきたいと思います。

(宮島委員)

福祉有償運送には3つの要件があります。1つは、非営利団体であること。もう1つは、会員を募ること。この会員には、要件が施行令で示されていて、具体的には障害を持っている方、介護が必要と認定されている方等です。ですから、利用者が限定されていて、会員登録があり、そして非営利団体が運営することで初めて陸運局が許可を出します。なおかつ、こういった協議会を開き意見を添えて、その内容を加味して国が初めて許可を出すという仕組みです。したがって、今色々な意見が交錯しておりますが、その趣旨というのは決して営利を目的としないこと、福祉の事業として必要としていること、会員を募ること、そして複数の福祉有償運送事業者の中から事業者を選択出来ることは利用者側のメリットになります。なるべくならば、国が求めているタクシーの運賃を勘案して半分程度に下さいということもありますが、社会情勢の流れの中からそういったことを協議会から意見書として付して最終的には陸運局が判断するものと考えています。したがって、前提条件の中で議論をしていただいて、ふさわしいという判断の基で意見書が出れば、後は陸運局の判断に委ねるとというのが正論ではないかなと考えます。

(桑田会長)

今のお話にあった通り、必ずしも営利を目的としていないという事に関して重要だと思っておりますが、そこに関してはご理解いただけますでしょうか。

(鈴木(政)委員)

それはどうやって判断すれば良いのですか。

(宮島委員)

特定非営利法人ですので、その認可を受けた時から非営利法人です。後は、社会福祉法人ですが、これは法の定めによって営利をもうけてはならないとなっております。NPO、社会福祉法人は認可を受けた時点で非営利法人という色分けになります。これが法律に基づく理由です。

(桑田会長)

この事業だけを捉えるのではなく、まごころネットワークさんも非営利法人としての監査を受けていますし、その上で許可を得ていることは大前提としてお考えいただきたいと思います。

(鈴木(政)委員)

非営利法人としての認可を受ける所までは解るのですが、その後はどうやってチェックされているのですか。

(宮島委員)



それは毎年、県の監査を受けます。会計報告をして、県の方で審査をして公表されるという仕組みになります。

(鈴木(政)委員)

公表されているのであれば、その資料はここには出てこないのですか。

(宮島委員)

公表されているという事は、非営利法人として認定されているという事ですから、別段ここへ提出する必要はないと考えています。

(鈴木(政)委員)

協議会で審査するのに、資料がないと解らないのではないですか。

(宮島委員)

前提条件として、この場では特定非営利法人の審査をしているわけではありません。それは千葉県に委ねるべきであると思います。それで、お墨付きをいただいている法人ですから、その審査対象をここで議論する必要はないのかなと思います。

(鈴木(政)委員)

それを言ってしまったら、料金値上げの話が出たら我々は何も言う必要がないのではないですか。この協議会を開く意味が無いと思うのですが。

(宮島委員)

ここでは有償運送の対象として、ふさわしいか否かの意見をまとめる場であると考えています。ですから、非営利法人、社会福祉法人としての審査を行うのではなく、その条件は満たされているわけですから、その内容にしたがって今回は、福祉有償運送に対しての妥当性を議論する場であると考えています。

< 亀山委員、宮島委員は会議のため途中退席 >

(桑田会長)

非営利法人についての議論はこの場では行わず、福祉有償運送そのものが極めて社会性に反するものなのか、または利益の追求になっていないか等を説明の中から汲み取っていただきたいと思います。その事を踏まえて今後の議論は行いたいと思います。今回の事業所の初乗り800円というのは確かにタクシーよりも高いのですが、全体を踏まえて営利目的となっているのかを判断いただきたいと思います。他に、ご意見等がありますでしょうか。

(松本委員)

先ほどから、タクシー料金のおよそ半分という指導はありますが、今回の事業所は初乗り800円であり1キロに付き加算料金が50円ということで、5キロの輸送では1,000円を切ります。先ほどの事業所は初乗り5キロ1,000円で承

認しましたので、そのあたりも考慮した方が良いのかなと思います。

(鈴木(政)委員)

ちなみに、先ほどの審査でも我々は賛成していません。運輸支局からしてみれば、条件が揃えば許可を出してしまうと思うのです。ですが、タクシーの半分くらいという所からスタートしたこの事業が、運営できないから値上げ、値上げとなってしまっは本来の意味が無くなっていると思います。結局、白ナンバーではやっていけないという事ではないのですか。

(熱海委員)

維持できるかどうかという話になれば、維持できないという事になるのかもしれない。

(鈴木(政)委員)

すると、この事業はもう終わりという事じゃないのですか。

(熱海委員)

運送業ではないですから、福祉有償運送というのは、本来であればボランティアの方に、無償で行っていただく所を車の維持費等のために、ある程度の費用が無いとやっていけないので、対価としていただいているのが現状です。

(鈴木(美)委員)

実際に福祉の仕事をしていきますと、営業ではない分野でタクシーの3分の1くらいの料金で行っています。タクシー業界さんには、納得のいくような方法ではないのかもしれませんが、交通弱者を国がどうしたら良いのかという考えのもとで、最初に特区というかたちで始まり、流山市も特区を取得しその中で福祉のために活動を行ってきました。ですから、タクシー業界とも争っている訳でもなく、足の動けない人を部屋まで連れて行ったりもしています。介護タクシーもあるのかもしれませんが、こういう活動が世の中の仕組みの中の1つとしてある事を考えてもらいたいと思います。

(鈴木(政)委員)

考えているからこそ、もうおかしいと思うのですが。

(鈴木(美)委員)

そうは思いません。

(桑田会長)

このままでは議論が平行線となる可能性もありますので、協議会はそもそも非営利法人が交通弱者、つまり特定の会員に対してどのようなサービスを行うのか、その妥当性を協議する場であると考えますので、そろそろ採決に入りたいと思います。委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ご

ざいませんが、まごころネットワークさんには、退出をお願いします。

<まごころネットワーク説明者退出>

(桑田会長)

更新登録申請事業者の特定非営利活動法人まごころネットワークについて、採決を行います。なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。承認の方は、挙手願います。

<挙手：6名>

(桑田会長)

途中退席者が2名いるので、11名のうち6名で挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。次に、千葉県高齢者生活協同組合花いちりんから説明をお願いします。

<千葉県高齢者生活協同組合花いちりん流山所長の渡邊委員が説明席へ移動>

<千葉県高齢者生活協同組合花いちりん流山所長の渡邊委員による更新登録申請に係る説明>

(桑田会長)

ありがとうございます。只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

(鈴木(政)委員)

早朝と深夜の割増料金というのは、以前から行っていましたか。

(渡邊委員)

以前からありました。

(鈴木(政)委員)

なぜ、この時間と料金設定なのですか。

(渡邊委員)

基本的には、介護保険と同じです。8時前と18時以降は加算がありますので、働いている人の処遇を改善する意味で介護保険に合わせて加算を行っています。

(鈴木(政)委員)

他の事業所でも行っているのですか。

(鈴木(美)委員)

事業所ごとの考えですが、私の所では行っていません。

(桑田会長)

早朝、深夜の割増料金を取っているのは、花いちりん流山さんのみですね。

(松本委員)

早朝、深夜の割増時に利用する人はどれ位いるのですか。

(渡邊委員)

少ないです。1割未満だと思います。大体は病院へ送りますが、先生によっては早く来てほしいという事で、利用する人がいるくらいです。

(桑田会長)

他にご意見、ご質問はありますか。

(鈴木(政)委員)

考え方だと思うのですが、時間外労働の部分を対価に上乘せするというのは、ちょっと違うのではないかと思うのですが。

(渡邊委員)

私どもの事業所は、有償ボランティアの運転協力者の方にも最低賃金なり、労働基準法等を適応しています。そうすると、この方たちを労働基準法に則ったかたちで支えないといけなくなります。県の監査でもありましたが、こういう方たちも労働者であるので、労働者に沿った基準法を適応させなさいと指導を受けました。

(鈴木(政)委員)

例えば、夜の7時に仕事がある人は、別に朝の8時に出勤しなくても良いのではありませんか。昼から出勤してもらって、夜まで働いてもらえば時間外にならないのではないですか。

(渡邊委員)

運転手はフル回転していますし、6時終わりの予定が病院の遅れで7時になったりすることもあるので、難しい状況です。

(桑田会長)

11人で賄っているという話ですので、シフト的に組むのが難しいということでしょうか。

(鈴木(政)委員)

時間外労働の割増分は、利用者が補うという事でしょうか。

(渡邊委員)

そうなります。

(桑田会長)

割増分は利用者が補うという料金体系だという事ですね。

(鈴木(政)委員)

25%増しという計算は、どうやって行っているのですか。

(渡邊委員)

18時を過ぎて2キロの場合には、初乗り料金の500円に25%を掛けた料金が上乘せされます。

(桑田会長)

時間を跨いだ場合にはどうするのですか。

(渡邊委員)

あくまで18時以降に利用した場合のみです。17時からの利用で、18時を超えた場合には割増料金をいただいていません。介護保険も同じで、ヘルパーさんが17時に着いて19時に終わっても加算は付きません。ですので、18時以降に利用するというのは少ないです。

(桑田会長)

本件については、利用者の1割未満程度の方が対象という事で、それ以外は基本料金で対応しているという事ですね。他にご意見等ありますでしょうか。

(桑田会長)

よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、関係者である渡邊委員には、一旦退出をお願いします。

<花いちりん流山の関係者である渡邊委員退出>

(桑田会長)

更新登録申請事業者の千葉県高齢者生活協同組合花いちりん流山について、採決を行います。なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。承認の方は、挙手願います。

<挙手：6名>

(桑田会長)

10名の委員が今いるので、挙手過半数のため、運営協議会として承認すること

で決定します。更新登録申請についての協議が終了しましたので、渡邊委員には入室をお願いします。

< 渡邊委員入室 >

(桑田会長)

次に、議題(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：大谷副主査)

前回の協議会で持ち越しとなっていました書面による更新登録に要する合意について、近隣市6市の状況をまとめましたので、報告します。ほとんどの市が、対面式での協議会を開催し、各団体の運営状況等をヒアリングするという形式をとっています。しかし鎌ヶ谷市だけは、やむをえない理由で協議会を開催出来ない場合に限って、書面での決議を行っているという事です。そのため、鎌ヶ谷市は平成26年度に要綱の見直しを行って、書面での決議が出来るように変更を行ったそうです。報告は以上です。

(桑田会長)

事務局から近隣市の状況の説明がありました。現時点で書面決議を行っているのは鎌ヶ谷市のみとなっており、やむをえない理由により協議会を開催できない場合に限って、書面での決議を行っているとのことでした。他の市は協議会を開催し、対面式で団体の運営状況を聞き取り、更新の承認を行っているとのことでしたが、当協議会としても、福祉有償運送事業の目的に鑑み、利用者の利便性、それに伴う利用者の安全確保が求められていることから、更新に係る協議会は従前のおり対面式で更新団体の運営状況を伺いながら、会として承認をしていきたいと思いますが、皆様のご意見ををお願いします。

(桑田会長)

ご意見がなければ、当協議会の開催方法については、従来通りに、協議会を開催し承認を行っていくことで、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方の挙手をお願いします。

< 挙手：7名 >

(桑田会長)

引き続き、対面形式での協議会を開催することにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(事務局：古林室長)

今回の更新登録申請についての協議ですが、承認をいただきました。後日、流山市から「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を、申請事業者に交付します。また、前回協議会の中で、お話ししました更新における協議会の開催回数

ですが、次回更新時におきましては、6事業所をまとめて、9月若しくは10月に開催しますので、ご理解をお願いします。また、来年各委員の任期が平成29年8月2日で任期満了となりますので、一般公募も含め皆様にはご協力をお願いすることもあるかと思いますので、よろしくをお願いします。

(桑田会長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、本日の議題は、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(事務局：古林室長)

桑田会長には、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご協議をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度第2回流山市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。誠に、ありがとうございました。